

生駒市規則第 3 5 号

生駒市職員の職の設置に関する規則及び生駒市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 4 年 1 1 月 2 1 日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の職の設置に関する規則及び生駒市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

(生駒市職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第 1 条 生駒市職員の職の設置に関する規則 (昭和 5 6 年 7 月生駒市規則第 7 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「規定する」の次に「職員並びに生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例 (平成 1 9 年 1 2 月生駒市条例第 2 8 号) 第 4 条、地方公務員法 (昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号) 第 2 8 条の 5 第 1 項及び地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 1 1 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定により採用された職員のうち」を加える。

(生駒市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第 2 条 生駒市職員安全衛生管理規則 (昭和 6 2 年 7 月生駒市規則第 2 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「に定める職員 (消防の事務部局の職員及び水道の事務部局の職員を除く。)」を「(第 6 号及び第 8 号を除く。)に規定する職員並びに生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例 (平成 1 9 年 1 2 月生駒市条例第 2 8 号) 第 4 条、地方公務員法 (昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号) 第 2 8 条の 5 第 1 項及び地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 1 1 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定により採用された職員のうち消防の事務部局の職員及び水道の事務

部局の職員以外の職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。